

令和8年4月から

「蛍光管・乾電池等」の収集日における収集品目を拡大します

近年、リチウムイオン電池等電池類を原因とした**発火事故**が多発しています。

事故の未然防止のため、**適正排出**にご協力をお願いします。



「蛍光管・乾電池等」の収集日における収集品目

A:蛍光管



B:スプレー缶・
カセット式ガスボンベ
(R7.1追加)



C:ライター
(R7.1追加)



D:電池類・電池類内蔵製品(3品目)



モバイルバッテリー 加熱式電子タバコ 電動シェーバー

【R8.4追加】D:電池類を取り外せない・取り外すことが難しい電池類内蔵製品(30cm以下)
(製品例)



ワイヤレスイヤホン



スマートウォッチ



スマートフォン



ハンディファン



小型ゲーム機



電動歯ブラシ

※30cmを超えるものは粗大ごみ

出し方

- ・電池類を取り外すことが難しい場合、発火の危険があるため、**無理に分解しない**でください。
- ・電池を全て使い切り(充電切れにして)、電池類はセロハンテープ等を貼って絶縁して出してください。
- ・蛍光管は購入時のケースなどに入れて出してください(ケースがない場合は、新聞紙等に包んでください)。その他は、上記「B、C、D」ごとに、それぞれ中身が分かる透明な袋に入れて出してください。
- ・電池類や電池類内蔵製品が液漏れ・膨張・破損等の状態にあるときは、**発火の危険があります**。
- ・ごみステーションには出さず、鶴岡市環境政策課までご連絡ください。



詳細はこちらから